

平成28年11月28日

特別養子縁組に関する調査結果について＜平成28年11月8日現在＞

- 全国の児童相談所(209か所)及び民間のあっせん団体(22か所)に対して調査を実施した。現時点の有効回収率は約65%である。(135児童相談所、14団体、平成28年11月8日現在)

① 特別養子縁組が成立した事案について

- (1) 特別養子縁組成立時における児童の年齢は、
 - ・ 児童相談所の事案では、「1歳」以下で178件(48.9%)、「5歳」以上の事案が56件(17.2%)。
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、「1歳」以下の事案が235件(84.2%)、「5歳」以上の事案は20件(7.1%)。
- (2) 養親の監護開始時における児童の年齢は、
 - ・ 児童相談所の事案では、「生後0カ月」が88件(24.2%)、「生後6カ月」以内が170件(46.7%)。
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、「生後0カ月」が169件(60.6%)、「生後6カ月」以内で222件(79.6%)。
- (3) 養親の監護前の措置期間、養親による監護期間については、
 - ・ 児童相談所の事案では、それぞれの平均が12カ月、19カ月。
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、それぞれの平均が6カ月、10カ月。
- (4) 養親の年齢は、
 - ・ 児童相談所の事案では、「40代後半」以上が42.0%、30代以下の比較的若年の養親が24.2%。
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、「40代後半」以上が17.2%、30代以下の比較的若年の養親が42.3%。
- (5) 特別養子縁組成立までに生じた困難は、実親の同意を得る際に88件(24.2%)の事案で何らかの困難が生じており、最も多かった。その他の段階(養親候補者に打診する際、養親候補者の養育期間中、養親が申立てを行う時点)においても、それぞれ15%程度の事案で何らかの困難が生じていた。
- (6) 裁判所の最終決定は、特別養子縁組が成立した事案のうち、父母の同意がない場合が約1割。

○ 特別養子縁組の成立件数

	平成26年度	平成27年度	合計
児童相談所	177件	187件	364件
民間あっせん団体	145件	134件	279件
計	322件	321件	643件

○ 特別養子縁組成立時の児童の年齢

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	合計	平均
児童相談所	70件 (19.2%)	108件 (29.7%)	63件 (17.3%)	40件 (11.0%)	20件 (5.5%)	27件 (7.4%)	16件 (4.4%)	14件 (3.8%)	6件 (1.6%)	0件 (0%)	364件 (100%)	2歳 8カ月
民間あっせん団体	187件 (67.0%)	48件 (17.2%)	9件 (3.2%)	6件 (2.2%)	9件 (3.2%)	4件 (1.4%)	7件 (2.5%)	4件 (1.4%)	3件 (1.1%)	2件 (0.7%)	279件 (100%)	1歳 6カ月
合計	257件 (40.0%)	156件 (24.3%)	72件 (11.2%)	46件 (7.2%)	29件 (4.5%)	31件 (4.8%)	23件 (3.6%)	18件 (2.8%)	9件 (1.4%)	2件 (0.3%)	643件 (100%)	2歳 2カ月

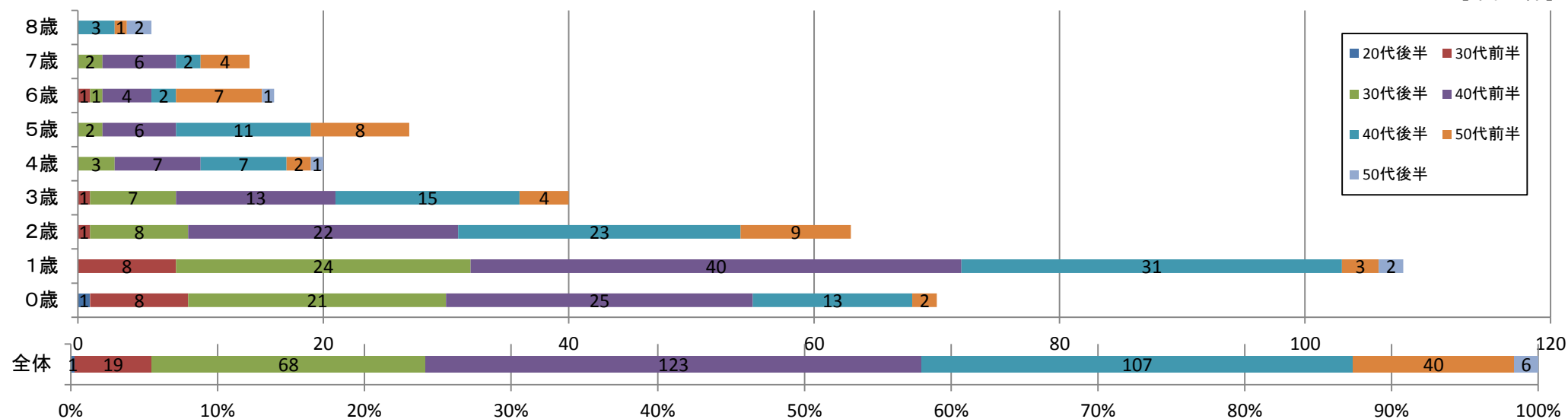
○ 特別養子縁組成立前の養親の立場(児童相談所)

	養子縁組里親	養育里親	里親制度を利用せず
児童相談所	312件(85.7%)	41件(11.3%)	11件(3.0%)
民間あっせん団体	69件(24.7%)	0件(0.0%)	210件(75.3%)

○ 特別養子縁組成立時の児童の年齢に応じた養親（年齢が低い方）の年齢との関係

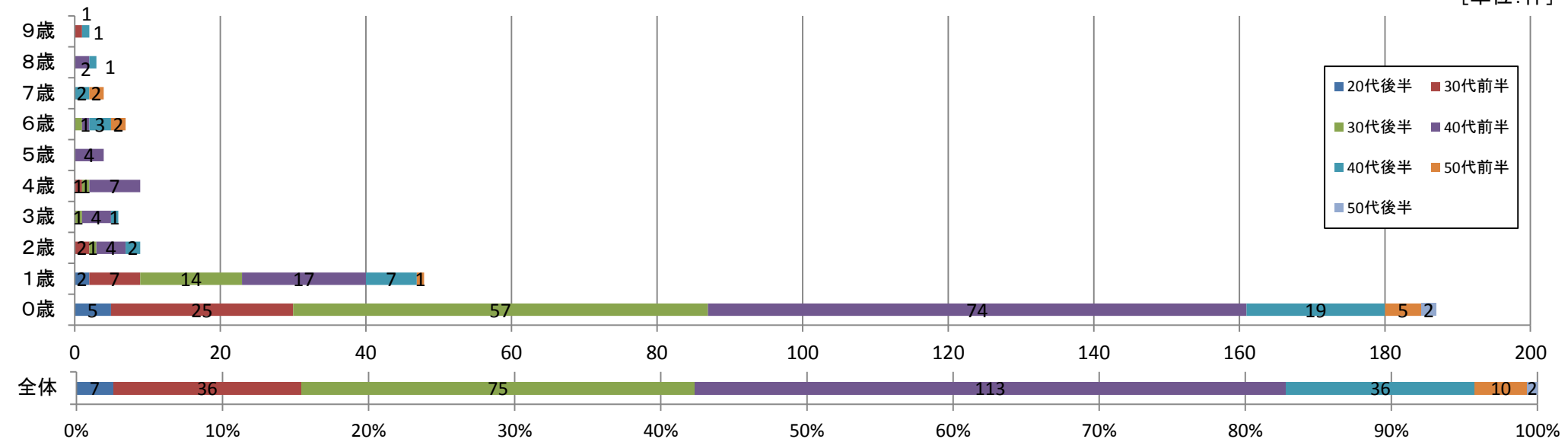
<児童相談所>

[単位: 件]



<民間あっせん団体>

[単位: 件]



○ 養親が監護を開始する直前の状況 【複数回答可】

		児童相談所	民間あっせん団体
医療機関	実親に監護権あり	81件(22.3%)	97件(34.8%)
	実親に監護権なし	2件(0.5%)	0件(0%)
親族	実親	16件(4.4%)	6件(2.2%)
	親族(実親、親族里親を除く。)	4件(1.1%)	0件(0%)
	親族里親	5件(1.4%)	0件(0%)
養親以外の里親等	養子縁組里親に委託	2件(0.5%)	0件(0%)
	養育里親に委託	25件(6.9%)	0件(0%)
	ファミリーホームに委託	2件(0.5%)	0件(0%)
施設等	児童養護施設に入所	(措置) 205件(56.3%)	(措置) 53件(19.0%)
		(契約) 0件(0%)	(契約) 0件(0%)
	障害児施設に入所	(措置) 1件(0.3%)	(措置) 0件(0%)
		(契約) 0件(0%)	(契約) 0件(0%)
	児童相談所で一時保護(保護委託を含む)	12件(3.3%)	0件(0%)
民間団体	団体所有施設	6件(1.6%)	0件(0%)
	認可外保育所やベビーホテル等	0件(0%)	57件(20.4%)
	ベビーシッターを活用	0件(0%)	117件(41.9%)
	団体の関係者宅	0件(0%)	0件(0%)
	その他	3件(0.8%)	0件(0%)

○ 養親の監護開始時における児童の年齢

	0カ月	1～6カ月	7～11カ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	平均
児童相談所	88件 (24.2%)	82件 (22.5%)	47件 (12.9%)	66件 (18.1%)	41件 (11.3%)	23件 (6.3%)	7件 (1.9%)	8件 (2.2%)	364件 (100%)	1歳 2カ月
民間あっせん団体	169件 (60.6%)	53件 (19.0%)	15件 (5.4%)	10件 (3.6%)	9件 (3.2%)	6件 (2.2%)	4件 (1.4%)	10件 (3.6%)	279件 (100%)	0歳 7カ月
合計	257件 (40.0%)	135件 (21.0%)	62件 (9.6%)	76件 (11.8%)	50件 (7.8%)	29件 (4.5%)	11件 (1.7%)	18件 (2.8%)	643件 (100%)	0歳 11カ月

○ 特別養子縁組成立時の児童の年齢に応じた措置期間及び監護期間

＜児童相談所＞

[単位：月]

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	合計
措置期間	0.4 (0～12)	4.2 (0～15)	10.4 (0～25)	19.7 (0～38)	25.4 (0～62)	27.3 (0～62)	27.9 (6～67)	31.4 (9～77)	44.3 (0～99)	11.9 (0～99)
監護期間	9.1 (6～11)	12.0 (7～22)	16.0 (6～34)	19.0 (9～41)	23.6 (10～49)	36.2 (6～70)	43.5 (7～72)	47.8 (6～90)	50.5 (10～77)	18.7 (6～77)

※数字は平均値(括弧内は最長と最短)

＜民間あっせん団体＞

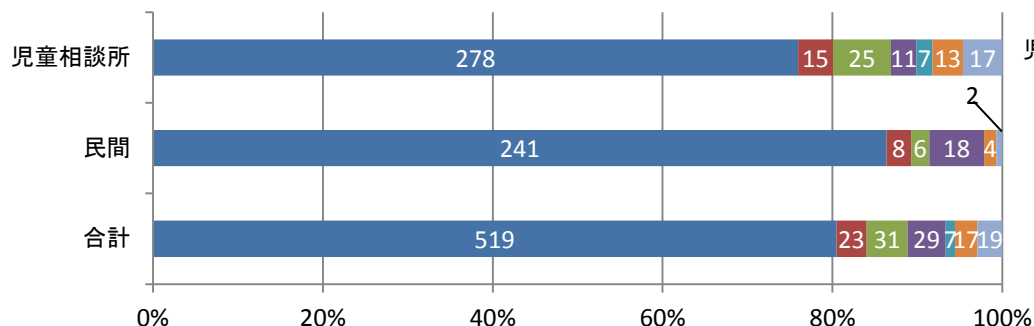
[単位：月]

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	合計
措置期間	0 (0～0)	2.1 (0～12)	9.3 (0～15)	19 (0～31)	25.8 (13～43)	46.8 (32～56)	49.9 (30～71)	72.0 (69～77)	61 (54～71)	94.0 (92～96)	6.2 (0～96)
監護期間	8.4 (6～11)	11.6 (7～23)	15.2 (11～25)	17.2 (9～37)	22.1 (11～32)	16.3 (10～28)	22.3 (10～42)	16.8 (10～24)	32.0 (24～37)	13.5 (11～16)	10.7 (6～42)

※数字は平均の値(括弧内は最長と最短)

○ 特別養子縁組成立までに生じた困難 【複数回答可】

<養親の同意を得る際の困難>

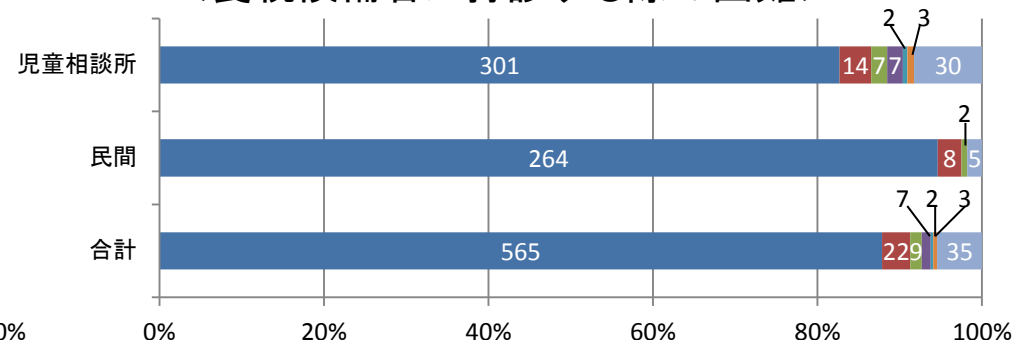


- なし
- 実親が行方不明で連絡がとれず、なかなか同意確認ができなかった
- 実親の居所はわかっているものの応答が全くなく、なかなか同意確認ができなかった
- 両親のうち一方の同意が得られたものの、もう一方の同意の確認ができなかった
- 当初実親の不同意が表明されていた
- 実親の同意が得られていたものの、同意が翻るなど不安定な状況にあった
- その他

【その他の主なもの】

- ・離婚していた実父の同意をとる作業が必要だった
- ・市町村長申立により戸籍を作成した児童であるため、戸籍上の父母でない場合、同意を要するかの判断に検討を要した
- ・実親が重度知的障害のため同意確認できず、親族から同意を得た
- ・未成年の実親からは同意を得ていたが、子の親権者である祖父母から同意が得られなかった

<養親候補者に打診する際の困難>

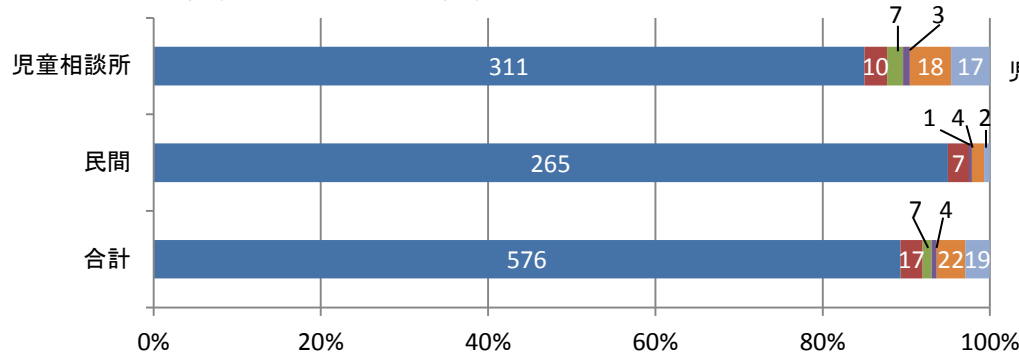


- なし
- 児童の年齢が高い、又は障害があるため、養親候補者探しに手間取った
- 実親の同意が不安定な状況にあったため、養親候補者に不安があった
- 実親の同意が確認できていないため、養親候補者に不安があった
- 実親が不同意のため、養親候補者に不安があった
- 養親の個人情報を実親に知られることに不安があった
- その他

【その他の主なもの】

- ・希望する養親候補者が1組しかおらず、複数の養親候補者の中から最善の候補者を選ことができなかった
- ・管内の里親に適合者がおらず、
- ・実親が障害を有していた、薬物を使用していた等により、子どもにも障害があるおそれがあった
- ・未熟児のため、障害等のおそれがあった
- ・一度不調になっており、養親候補者に再度不調になることへの不安があった
- ・実親との連絡がとれずらく、養親候補者に審判が長引くのではないかと不安があった
- ・認知していない父親の同意が不明だった

<養親候補者の養育期間中の困難>

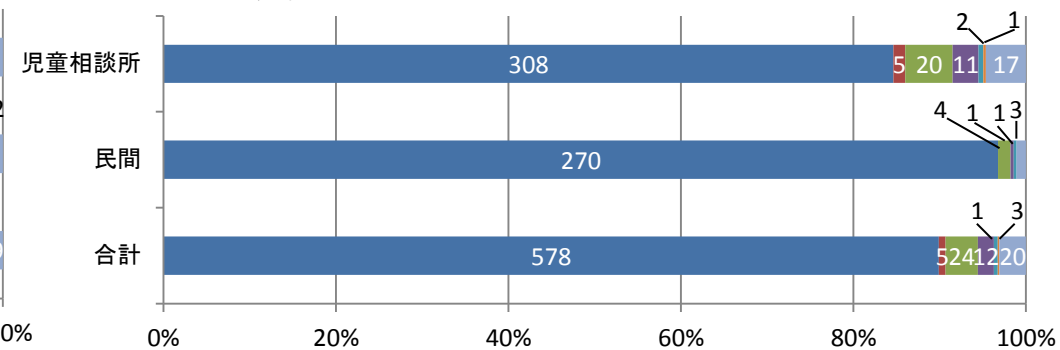


- なし
- 児童の問題行動等で養育が困難になった
- 養親候補者の健康上の理由で養育が困難になった
- 養親候補者の生活上の理由で養育が困難になった
- 実親との関係で養育が困難になった
- 養親から家庭裁判所への申立てに時間がかかった
- その他

【その他の主なもの】

- ・先に特別養子縁組が成立した長男との関係がうまく取れない時期があった
- ・養親候補者のしつけが厳しく、愛着形成が困難だった
- ・養親候補者の養育態度に問題があった
- ・養親候補者の告知が遅れていた

<養親が申立てを行う時点での困難>



- なし
- 実親の同意があるものの、申立てによって養親の個人情報を実親に知られることを養親が不安に感じた
- 実親の同意があるものの、審判の時に撤回するのではと、養親が不安に感じた
- 実親の同意が不明な状況で、縁組が認められるかどうか養親が不安に感じた
- 実親が不同意のまま申立てを行うことに、縁組が認められるかどうか養親が不安に感じた
- 実親が不同意のままであり、申立てによって養親の個人情報を実親に知られることを養親が不安に感じた
- その他

【その他の主なもの】

- ・子どもに障害等が発覚し、養親が養子縁組申請する決意を固めるまで時間がかかった
- ・出産前の母の生活状況(喫煙・飲酒等)が今後子どもの発達に影響を及ぼすか、養親候補者が不安になった
- ・子どもが無戸籍状態であり、手続きに時間を要した
- ・実親が行方不明で、家庭裁判所の実親の同意を得るのに時間を要した
- ・実親が同意を翻した
- ・養親候補者が再婚同士ということもあり、決定に至るまで、長期の試験養育期間を要した

○ 児童相談所又は民間あっせん団体による支援内容(主な意見)

- ・養親候補者は不安を抱きやすかったので、養育不安や家庭裁判所に提出する書類作成について支援を行った
- ・委託後の試し行動に対する不安等が大きかったため、頻繁に家庭訪問し助言等に努めた
- ・養育期間中に実父と名乗る男性(認知なし)が現れ、養親候補者の不安を少しでも取り除くため、家庭裁判所への手続きを遅らせ、養育期間を長くとした
- ・養親となった里親に委託する際は、里親会行事で児童にマッチング対象の里親であることをふせ、顔合わせを行い、様子を見守った
- ・児童相談所や病院等に里親が積極的に相談し、発達障害についての知識を学び、周囲の支援を受けながら養育していく意向を固めた
- ・子どもの成長発達に遅れが出現したため、適応訓練等の必要な支援を行った
- ・里母の体調不良や、里父の転職など、家庭にとって大変な時期もあったが、その都度、児相等が相談に応じ、励ましながら乗り切ることができた
- ・養親と生活する前に、施設で十分な交流を行い、養育の自信を持たせながら委託を進め、同居後も養親をフォローした
- ・試験期間中から市の子育て支援課につなげ養親の相談フォローとして連携をとった

○ 裁判所の最終決定及び「父母の同意がある場合」以外の場合の概要

民法第817条の6 の該当要件	父母の同意 がある場合	父母がその意思を表 示することができない 場合	父母の同意がない場合 で、父母による虐待、悪 意の遺棄である場合	その他養子となる者 の利益を著しく害す 事由がある場合
児童相談所	331件(90.9%)	15件(4.4%)	5件(1.4%)	13件(3.6%)
民間あっせん団体	263件(94.3%)	8件(2.9%)	3件(1.1%)	5件(1.8%)
合計	594件(92.4%)	23件(3.6%)	8件(1.2%)	18件(2.8%)

○ 他の児童相談所又は民間あっせん団体との連携

	他の児童相談所	他の民間あっせん団体
児童相談所が 連携して取り組んだ事案	32件(8.8%)	25件(6.7%)
民間あっせん団体が 連携して取り組んだ事案	52件(18.6%)	43件(15.4%)

○ 妊娠相談機関との連携

	件数(割合)	連携先の妊娠相談機関
児童相談所が 連携して取り組んだ事案	47件(12.4%)	医療機関:45件(99.5%)、民間団体:0件、その他:2件(0.5%)
民間あっせん団体が 連携して取り組んだ事案	17件(6.1%)	医療機関:17件(100%)

② 普通養子縁組が成立した事案について

- (1) 普通養子縁組が成立した事案は、27件（平成26・27年度計）。
※ 民間あっせん団体による普通養子縁組の成立事案は無かった。
- (2) 普通養子縁組成立時における児童の年齢は、
 - ・ すべての事案で、特別養子縁組の申立てを行うことができる年齢（原則6歳未満）を超えた7歳以上。
 - ・ 18歳（原則として児童の措置が終了）で普通養子縁組が成立した事案が最も多かった。
- (3) 養親による監護期間は、平均115カ月。（児童相談所における特別養子縁組成立事案では平均19カ月）
- (4) 養親と養子の関係は、養育里親が17件（58.6%）で最も多く、養子縁組里親が8件（27.6%）。

○ 普通養子縁組の成立件数

	平成26年度	平成27年度	合計
児童相談所	14件	13件	27件
民間あっせん団体	0件	0件	0件

○ 普通養子縁組成立時の児童の年齢

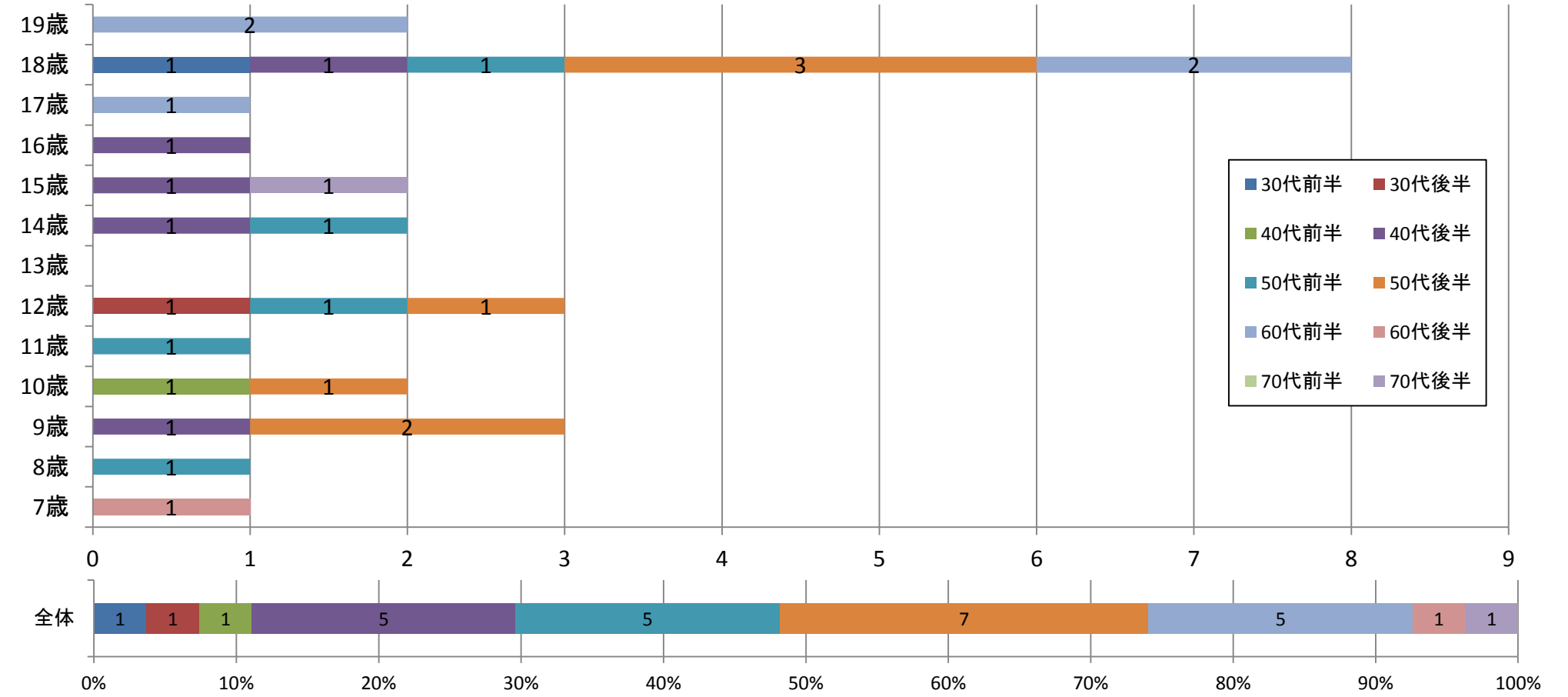
<児童相談所>

[単位: 件]

6歳以下	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	平均
0件	1件	1件	3件	2件	1件	3件	0件	2件	2件	1件	1件	8件	2件	14歳 7か月
0%	3.7%	3.7%	11.1%	7.4%	3.7%	11.1%	0%	7.4%	7.4%	3.7%	3.7%	29.6%	7.4%	

○ 普通養子縁組成立時の児童の年齢に応じた養親（年齢が低い方）の年齢との関係

[単位:件]



○ 養親と養子の関係 【複数回答可】

	実親を除く親族 （直系血族に限らず、 親族里親を除く。）	養子縁組里親 （養子縁組を前提とし た養育里親を含む。）	養育里親	親族里親	その他 （未成年 後見人）
児童相談所	2件（6.9%）	8件（27.6%）	17件（58.6%）	1件（3.4%）	1件（3.4%）

○ 普通養子縁組成立時の児童の年齢に応じた監護期間

＜児童相談所＞

[単位:月]

	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
監護期間	72 (72～72)	74 (74～74)	49.7 (13～107)	46 (43～49)	111 (111～111)	60 (29～76)	—

	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	平均
監護期間	110.5 (78～143)	98 (38～158)	147 (147～147)	167 (167～167)	161.4 (98～192)	199.5 (177～222)	115.1

※数字は平均値(括弧内は最長と最短)

○ 養親が監護を開始する直前の状況 【複数回答可】

＜児童相談所＞

親族が養育		養親本人が養育		他の養親が養育			児童養護施設		障害児施設	
親族	親族里親	養子縁組里親	養育里親	養子縁組里親として	養育里親として	ファミリーホーム	措置	契約	措置	契約
5件 (18.5%)	0件 (0%)	0件 (0%)	2件 (7.4%)	0件 (0%)	0件 (0%)	1件 (3.7%)	18件 (66.7%)	0件 (0%)	1件 (3.7%)	0件 (0%)

民間あっせん団体				
団体所有施設	認可外保育所等	ベビーシッター	団体関係者宅	その他
0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)

○ 他の児童相談所又は民間あっせん団体との連携

	他の児童相談所	他の民間あっせん団体
児童相談所が 連携して取り組んだ事案	1件(3.7%)	0件(0%)

○ 妊娠相談機関との連携

	件数(割合)
児童相談所が 連携して取り組んだ事案	0件(0%)

③ 特別養子縁組を検討したものの、特別養子縁組の成立には至らなかった事案について

- (1) 特別養子縁組を検討したものの、特別養子縁組の成立には至らなかった事案は、
 - ・ 児童相談所の事案では、74件。(特別養子縁組が成立した事案は364件)
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、112件。(特別養子縁組が成立した事案は279件)
- (2) 成立までに生じた困難は、
 - ・ 児童相談所の事案では、「養親候補者が不存在だった事案」が17件(23.0%)、「養親候補者は見つかったものの、試験養育に至らなかった事案」が31件(41.9%)、「養親が申立てを行う時点で問題が生じた事案」が9件(12.2%)、「申立てが裁判所に却下された事案」が0件(0%)。
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、「養親候補者が不存在だった事案」が27件(23.0%)、「その他」(実親と音信不通、出産等を契機とした実親の心変わり等)が73件(55.3%)。
- (3) 各段階における困難としては、
 - ① 「養親候補者が不存在だった事案」のうち、
 - ・ 児童相談所、民間あっせん団体ともに、「児童の障害等の要因のため希望する養親候補者がいなかった」が最も多かった(18件(40.9%。児童相談所、民間あっせん団体の計))。
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、「その他」として、「適当な養親候補者がいなかった」が多かった。
 - ② 「養親候補者が見つかったが、試験養育に至らなかった事案」のうち、
 - ・ 児童相談所の事案では、「実親が不同意を表明している事案」が14件(45.2%)、「実親の同意があるものの、翻るおそれがある事案」が4件(12.9%)。
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、「実親の同意が不明だった事案」が7件(70%)と最も多かった。
 - ③ 「その他の事案」として、民間あっせん団体の事案では、「出産等を契機として実親が心変わりした」が32件(43.8%)、「実親と連絡が不通となった」が30件(41.1%)。
- (4) 現在の措置状況は、
 - ・ 児童相談所の事案では、「児童養護施設」が28件(37.8%)と最も多く、次いで、「他の養育里親に委託」が17件(23.0%)。
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、「実親」が34件(30.4%)、「不明」が48件(42.9%)。

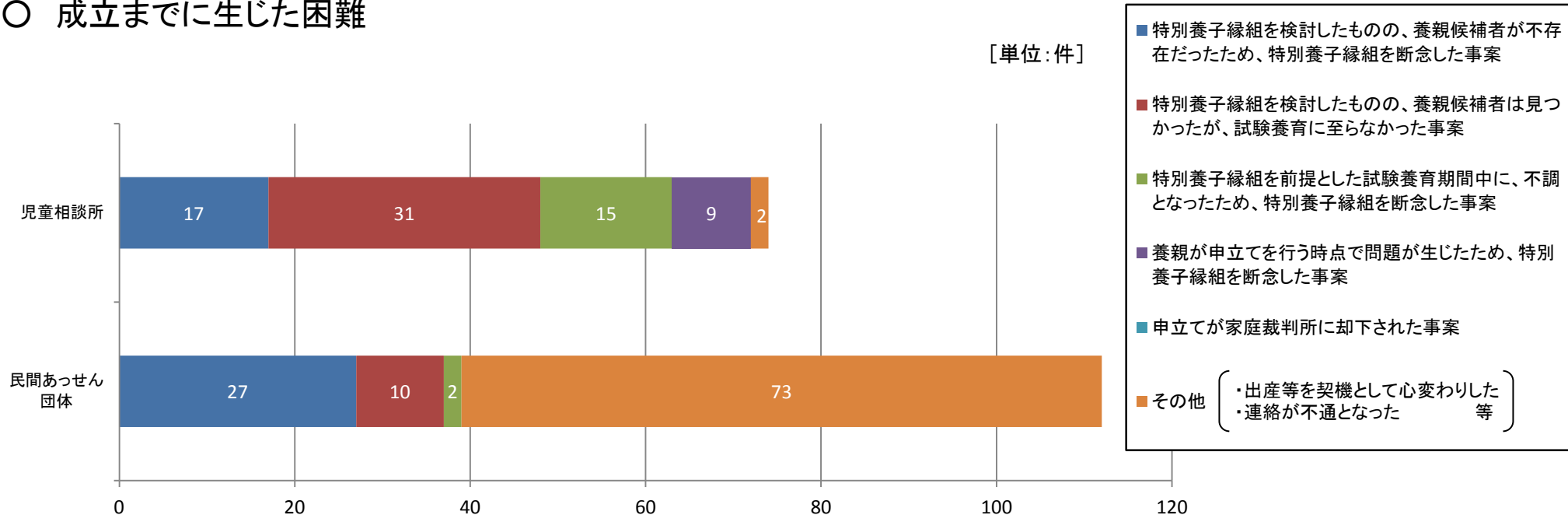
○ 特別養子縁組を検討したものの、特別養子縁組の成立には至らなかった件数

	平成26年度	平成27年度	合計
児童相談所	38件	36件	74件
民間あっせん団体	43件	69件	112件
計	81件	105件	186件

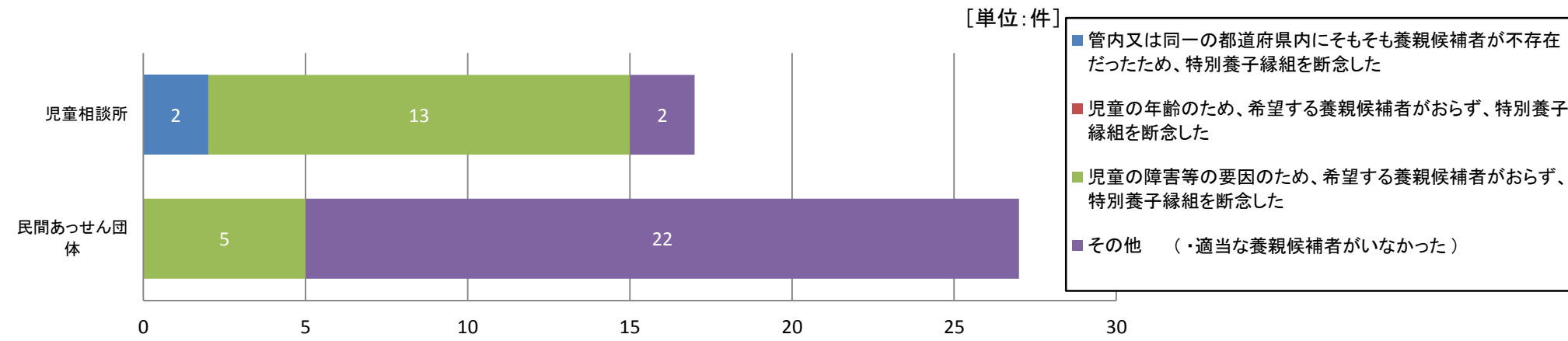
○ 特別養子縁組を検討した時の児童の年齢

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	合計	平均
児童 相談所	34件 (45.9%)	8件 (10.8%)	14件 (18.9%)	9件 (12.2%)	1件 (1.4%)	4件 (5.4%)	1件 (1.4%)	2件 (2.7%)	0件 (0%)	74件 (100%)	1歳 11ヵ月
民間 あっせ ん団体	93件 (83.0%)	8件 (7.1%)	4件 (0.9%)	1件 (0.9%)	2件 (1.8%)	2件 (1.8%)	1件 (0.9%)	0件 (0%)	0件 (0%)	112件 (100%)	0歳 5ヵ月
合計	127件 (69.0%)	16件 (8.7%)	18件 (9.8%)	10件 (5.4%)	3件 (1.6%)	6件 (3.3%)	2件 (1.1%)	2件 (1.1%)	0件 (0%)	186件 (100%)	1歳 0ヵ月

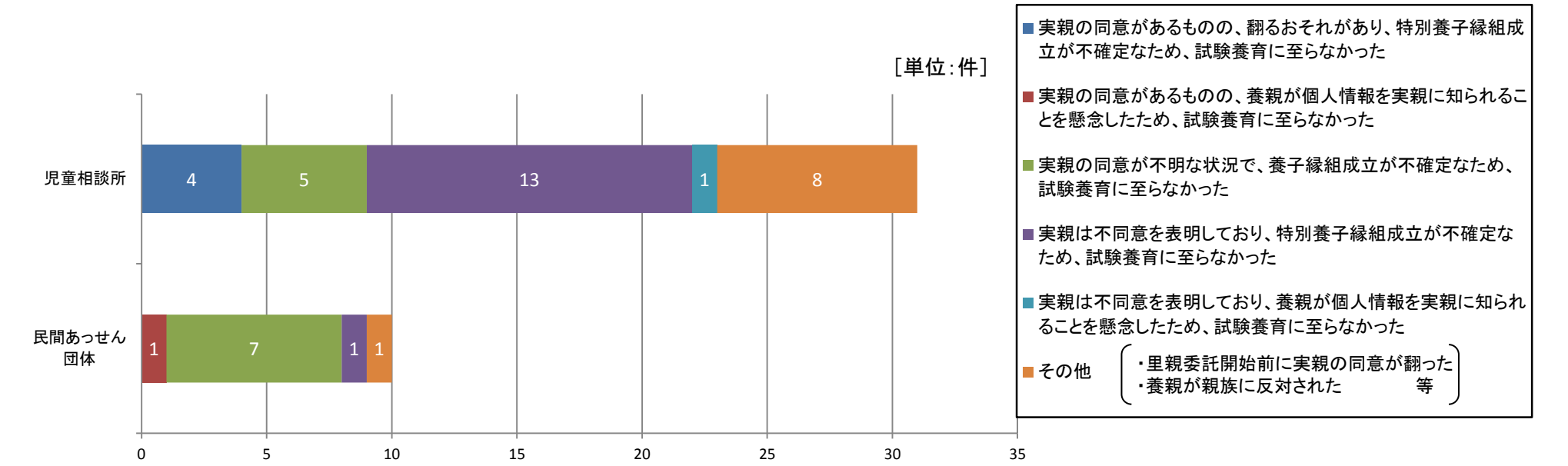
○ 成立までに生じた困難



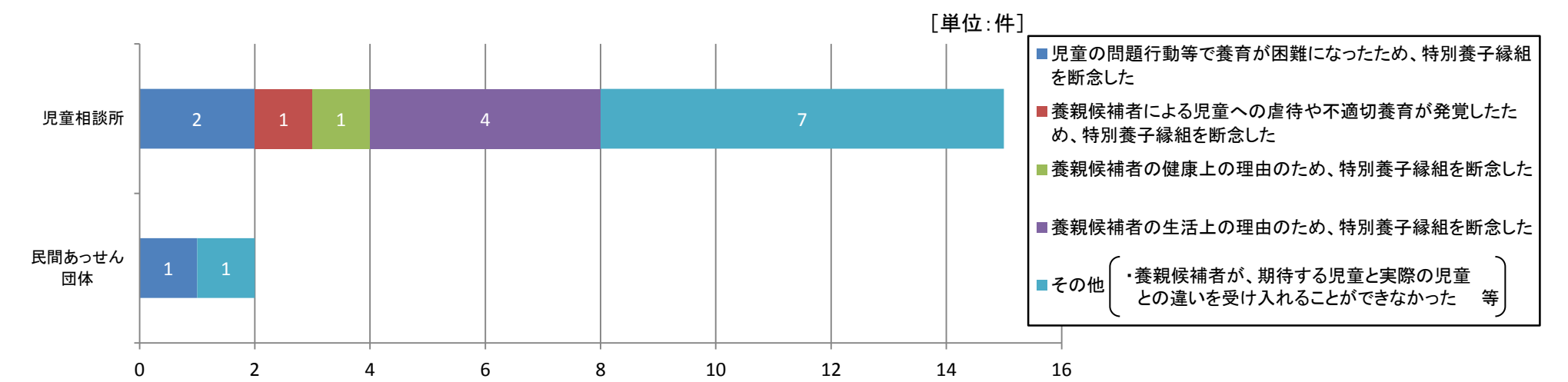
< 特別養子縁組を検討したものの、養親候補者が不存在だったため、特別養子縁組を断念した事案 >



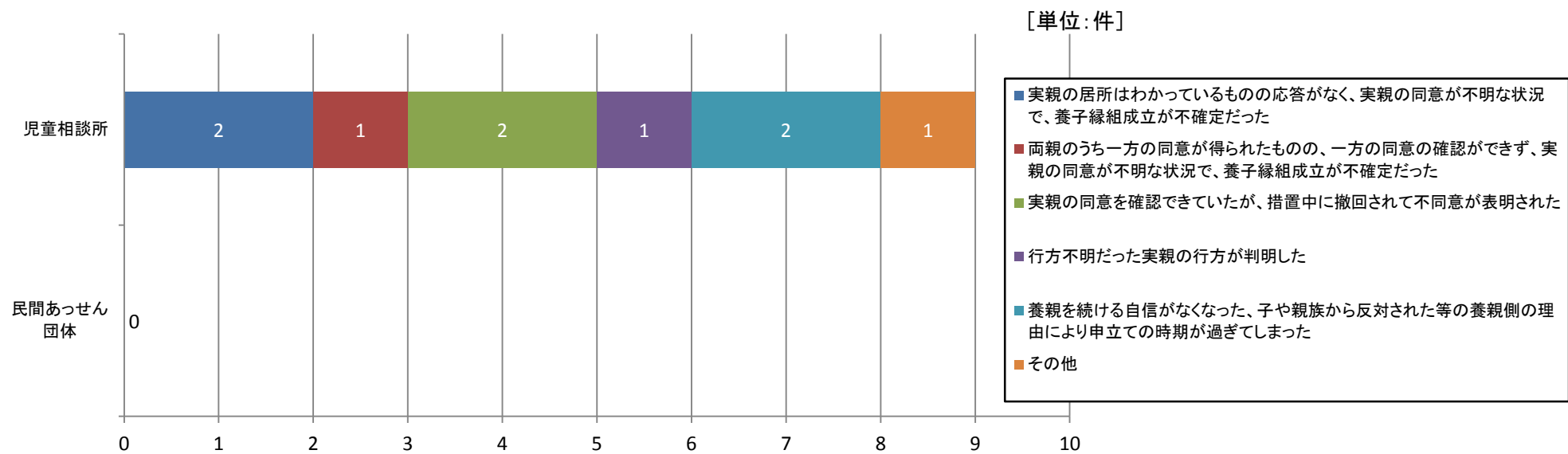
＜特別養子縁組を検討したものの、養親候補者は見つかったが、試験養育に至らなかった事案＞



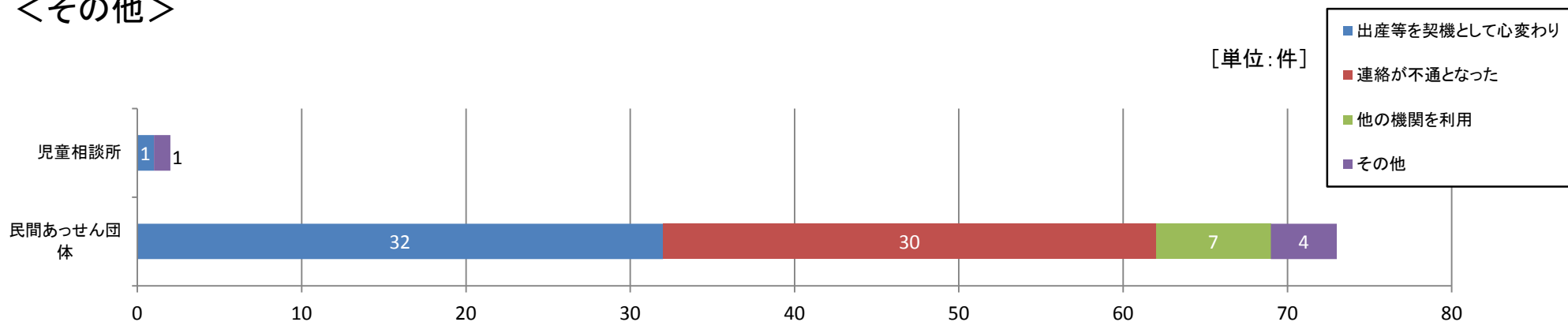
＜特別養子縁組を前提とした試験養育期間中(試験養育期間前の実習や外泊も含む。)に、不調となったため、特別養子縁組を断念した事案＞



<養親が申立てを行う時点で問題が生じたため、特別養子縁組を断念した事案>



<その他>



○ 現在の措置状況 【複数回答可】

	親族が養育			養親候補者が 引き続き養育		他の養親が養育				児童養 護施設 に入所	不明	その他
	実親	親族	親族 里親	普通養子 縁組成立	引き続き 委託	特別養 子縁組 成立	普通養 子縁組 成立	養子縁 組里親 に委託	養育里 親に委 託			
児童 相談所	7件 (9.5%)	0件 (0%)	1件 (1.4%)	1件 (1.4%)	9件 (12.2%)	2件 (2.7%)	0件 (0%)	7件 (9.5%)	17件 (23.0%)	28件 (37.8%)	0件 (0%)	2件 (2.7%)
民間あっ せん団体	34件 (30.4%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	1件 (0.9%)	1件 (0.9%)	0件 (0%)	1件 (0.9%)	10件 (8.9%)	17件 (15.2%)	48件 (42.9%)	1件 (0.9%)

○ 他の児童相談所又は民間あっせん団体との連携

	他の児童相談所	他の民間あっせん団体
児童相談所が 連携して取り組んだ事案	2件(2.7%)	8件(10.8%)
民間あっせん団体が 連携して取り組んだ事案	33件(29.5%)	2件(1.8%)

○ 妊娠相談機関との連携

	件数(割合)	連携先の妊娠相談機関
児童相談所が 連携して取り組んだ事案	5件(6.8%)	医療機関:2件(2.7%)、民間団体:0件(0件)、その他:3件(4.1%)
民間あっせん団体が 連携して取り組んだ事案	5件(4.5%)	医療機関:1件(0.9%)、民間団体:1件(0.9%)、その他:3件 (2.7%)

④ 選択肢として特別養子縁組を検討すべきと考えられる事案について

(1) 特別養子縁組を選択肢として検討すべき(※)であるものの、特別養子縁組に関する障壁により特別養子縁組が行えていない事案は、236件。

※ 長年にわたって親との面会交流がない児童、将来的にも家庭復帰が見込まれない児童等

(2) 社会的措置をとった時の児童の年齢については、

- ・ 平均3歳10カ月、5歳以下は180件(76.3%)。
- ・ 6歳以上は56件(23.7%)。

(3) 障壁となっている事由としては、「実親の同意要件」が163件(69.1%)で最も多く、次いで「年齢要件」が38件(15.3%)。

○ 選択肢として特別養子縁組を検討すべきと考えられる件数

	平成26年度	平成27年度	合計
児童相談所	112件	121件	233件
民間あっせん団体	3件	0件	3件
計	115件	121件	236件

○ 社会的養護措置をとった時の児童の年齢

＜児童相談所＞

[単位:件]

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	合計	平均
81	22	21	34	11	9	11	4	3	6	7	6	4	3	3	3	4	0	1	233	3歳10カ月
35%	9%	9%	15%	5%	4%	5%	2%	1%	3%	3%	3%	2%	1%	1%	1%	2%	0%	0%	100%	

＜民間あっせん団体＞ 0歳、1歳、7歳で1件ずつ。平均2歳11カ月。

○ 現在の措置状況

	養育里親	親族里親	児童養護施設 (乳児院を含む。)	民間団体	その他
児童相談所	49件(21.0%)	0件(0%)	179件(76.8%)	0件(0%)	5件(2.1%)
民間あっせん団体	0件(0%)	0件(0%)	3件(100%)	0件(0%)	0件(0%)

【その他の主なもの】

・障害児施設

・ファミリーホーム

○ 実親の養子縁組に関する同意の状況

	有	無	意思表示不能 (障害等)	未打診	打診不能 (行方不明等)
児童相談所	35件(16.3%)	80件(34.3%)	10件(4.3%)	76件(32.6%)	32件(13.7%)
民間あっせん団体	1件(33.3%)	1件(33.3%)	0件(0%)	0件(0%)	1件(33.3%)

○ 児童本人の養子縁組に関する同意の状況

	有り	無し	未打診
児童相談所	3件(1.3%)	1件(0.4%)	229件(98.3%)
民間あっせん団体	0件(0%)	0件(0%)	3件(100%)

○ 養親候補者の有無

	有り	無し	未打診
児童相談所	36件(15.5%)	22件(9.4%)	175件(75.1%)
民間あっせん団体	0件(0%)	3件(100%)	0件(0%)

○ 障壁となっているもの 【複数回答可】

	年齢要件	実親の同意要件	養親候補者の不存在	養親の個人情報開示	その他
児童相談所	38件(16.3%)	160件(68.7%)	31件(13.3%)	2件(0.9%)	20件(8.6%)
民間あっせん団体	0件(0%)	3件(100%)	0件(0%)	0件(0%)	0件(0%)

【その他の主なもの】

- ・児童に障害がある(発達性のものを含む。)
- ・養親候補者が申立てを行うのに時間を要している
- ・高齡の兄弟が将来的に引き取りを希望している
- ・兄弟で同じ措置を講ずることが妥当である
- ・親族の同意が得られない

○ 特別養子縁組を検討すべきであるとする理由(主な意見)

- ・実親が行方不明、又は長期間実親との交流がない。
- ・実親は家庭引き取りを希望しているものの、ほとんど面会交流がない。
- ・実親は既に婚姻して新たな家庭を築いており、子どもを引き取る意思がない。
- ・実親に精神疾患等、養育環境の問題があり、家庭復帰は望めない状況にある。
- ・上の兄や姉も全て児童養護施設等へ入所中であり等であり、家庭での適切な養育が期待できない。

⑤ 特別養子縁組又は普通養子縁組の成立後に、養親による養育困難の訴えや虐待等の問題が生じた事案について

- (1) 特別養子縁組成立後に問題が生じた事案について、養子縁組成立時の児童の年齢は、
 - ・ 3歳以上の全ての年齢で問題発生率が10%を越えた。
(3歳が13件(問題発生率(※)28.3%)と最も多く、6歳が(同21.7%)、4歳が(同17.2%))
 - (※)平成26・27年度における特別養子縁組成立件数に対する、特別養子縁組成立後(平成25年度以前に特別養子縁組が成立した場合を含む。)、平成26・27年度に問題が生じた事案の割合。
- (2) 対応時の児童の年齢は、特別養子縁組では、11～14歳の思春期頃の年齢で18件(40%)。
- (3) 特別養子縁組成立後に生じた問題の内容は、児童相談所の事案では「児童の問題行動」が17件(48.6%)と最も多かった。
- (4) 特別養子縁組事案の児童相談所における対応の内容は、「相談支援」が25件(71.4%)と最も多く、次いで「一時保護」が6件(17.1%)、「施設入所」が5件(14.3%)。
- (5) (4)の対応の結果(現在の措置状況)は、
 - ・ 児童相談所の事案では、「養親が引き続き養育を続けている」が26件(74.3%)、「児童養護施設に入所」が6件(17.1%)、「一時保護」が1件(2.9%)。
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、「養親が引き続き養育を続けている」が15件(93.7%)、「児童養護施設に入所」が1件(6.3%)。
- (6) 普通養子縁組成立後に問題が生じた事案は、6件であった。

○ 特別養子縁組又は普通養子縁組の成立後に、養親による養育困難の訴えや虐待等の問題が生じた件数

	平成26年度		平成27年度		合計	
	特別養子縁組	普通養子縁組	特別養子縁組	普通養子縁組	特別養子縁組	普通養子縁組
児童相談所	12件	4件	17件	2件	29件	6件
民間あっせん団体	5件	0件	11件	0件	16件	0件
計	17件	4件	28件	2件	45件	6件

○ 養子縁組成立後に問題が生じた事案における、養子縁組成立時の児童の年齢

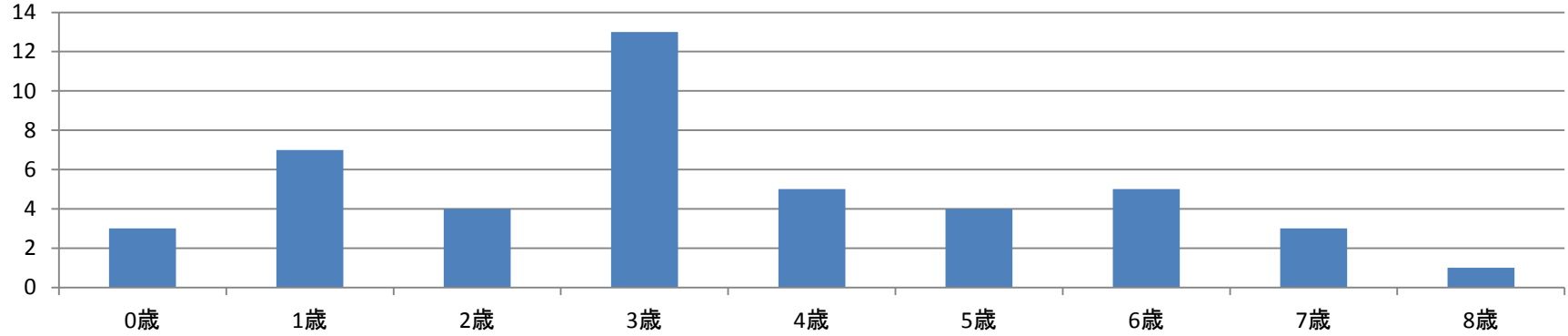
＜特別養子縁組＞

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	合計	平均
件数	3件	7件	4件	13件	5件	4件	5件	3件	1件	45件	4歳 7ヵ月
問題発生率	1.7%	4.5%	5.6%	28.3%	17.2%	12.9%	21.7%	16.7%	11.1%	7.0%	
(参考)平成26・ 27年度の特別養 子縁組成立件数	257件	156件	72件	46件	29件	31件	23件	18件	9件	643件	

＜普通養子縁組＞ 4歳、8歳、9歳、10歳、12歳、15歳で1件ずつ。平均9歳7ヵ月。

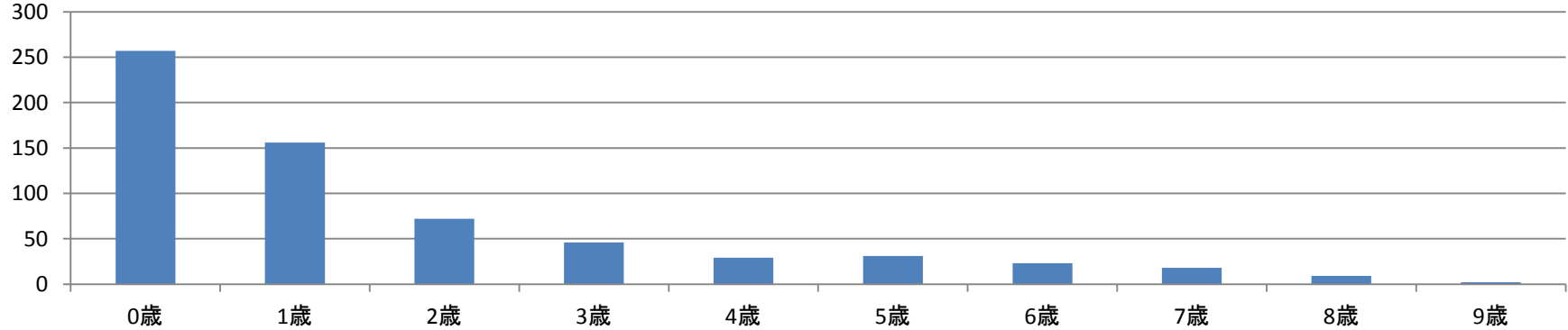
【参考：養子縁組成立後に問題が生じた事案について特別養子縁組成立時の児童の年齢】

[単位：件]



【参考：平成26・27年度の特別養子縁組成立事案における、特別養子縁組成立時の児童の年齢】

[単位：件]



○ 養子縁組成立後に問題が生じた事案における、対応時の児童の年齢

＜特別養子縁組＞

[単位:件]

1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	合計	平均
1	2	3	2	1	2	1	1	4	5	5	4	4	2	2	1	3	1	1	45	10.7歳
2.2%	4.4%	6.7%	4.4%	2.2%	4.4%	2.2%	2.2%	8.9%	11.1%	11.1%	8.9%	8.9%	4.4%	4.4%	2.2%	6.7%	2.2%	2.2%	100%	

＜普通養子縁組＞ 9歳、11歳、12歳、13歳、14歳、29歳で1件ずつ。平均14.7歳。

○ 養子縁組成立前の養親と養子の関係

	実親を除く親族 (直系血族に限らず、 親族里親を除く。)	養子縁組里親 (養子縁組を前提とし た養育里親を含む。)	養育里親	親族里親	その他
児童相談所	0件(0%)	25件(71.4%)	9件(25.7%)	0件(0%)	1件(2.9%)
民間あっせん団体	0件(0%)	16件(100%)	0件(0%)	0件(0%)	0件(0%)

○ 生じた問題の内容 【複数回答可】

	児童の問題行動 があった	児童の病気や障害 が明らかになった	養親から養育困 難の訴えがあった	養親等による虐 待があった	その他
児童相談所	18件(51.4%)	6件(17.1%)	7件(20.0%)	5件(14.3%)	3件(8.6%)
民間あっせん団体	16件(100%)	0件(0%)	0件(0%)	0件(0%)	0件(0%)

【その他の主なもの】

・養親が離婚した ・真実告知に係る相談があった

○ 対応の内容 【複数回答可】

	相談支援	一時保護	施設入所	親権の制限	その他
児童相談所	25件(71.4%)	6件(17.1%)	5件(14.3%)	0件(0%)	0件(0%)
民間あっせん団体	16件(100%)	0件(0%)	0件(0%)	0件(0%)	0件(0%)

○ 対応の結果(現在の状況) 【複数回答可】

	親族が養育	養親候補者 が養育	他の養親が 養育	児童相談所 で一時保護	児童養護施 設に入所	民間団体の もとで養育	その他
児童相談所	0件 (0%)	26件 (74.3%)	0件 (0%)	1件 (2.9%)	6件 (17.1%)	0件 (0%)	2件 (5.7%)
民間あっせん 団体	0件 (0%)	15件 (93.7%)	0件 (0%)	0件 (0%)	1件 (6.3%)	0件 (0%)	0件 (0%)

⑥ 子どもの出自に関する情報提供等について

- (1) 資料は、紙のみ(48.6%)又は紙と電子媒体の両方(51.1%)で保存され、児童相談所74.1%、民間あっせん団体85.7%が永年で保存していた。
- (2) 子どもから出自に関する情報の提供を求められた事案は33件あり、そのうち28件(84.8%)において、一部の情報を提供していた。
- (3) 実親から養子に関する情報の提供を求められた事案は42件あり、そのうち39件(92.9%)において、一部の情報を提供していた。

○ 特別養子・普通養子に関する資料の保管方法等

	特別養子縁組と 普通養子縁組の相違		資料の保管方法			明文化された ルール(※)	
	あり	なし	紙のみ	電子媒体のみ	両方	あり	なし
児童相談所	4 (3.0%)	131 (97.0%)	66 (48.9%)	0 (0.0%)	69 (51.1%)	74 (54.8%)	61 (45.2%)
民間 あっせん団体	0 (0.0%)	14 (100.0%)	7 (58.3%)	1 (8.3%)	6 (42.9%)	6 (42.9%)	8 (57.1%)

(※) 文書保存に関する総則的な規定のほか、運用上の養子縁組に関する資料の保管方法等における明文化されたルールの有無

<保存期間>

	30年	永年	その他
児童相談所	16(11.9%)	100(74.1%)	19(14.0%)
民間あっせん 団体	0(0.0%)	12(85.7%)	2(14.3%)

【その他の主なもの】

・子どもが25歳になるまで ・子どもが40歳になるまで ・子どもが50歳になるまで ・終結後5年 ・長期間

○ 子どもから出自に関する情報の提供を求められた件数

	平成26年度		平成27年度		合計	
	特別養子縁組	普通養子縁組	特別養子縁組	普通養子縁組	特別養子縁組	普通養子縁組
児童相談所	6件	2件	5件	1件	11件	3件
対応 (一部でも提供)	5件 (83.3%)	2件 (100%)	2件 (40.0%)	1件 (100%)	7件 (63.6%)	3件 (100%)
対応 (一切提供せず)	1件 (16.7%)	0件 (0%)	3件 (60.0%)	0件 (0%)	4件 (36.4%)	0件 (0%)
民間あっせん団体	4件	6件	5件	4件	9件	10件
対応 (一部でも提供)	3件 (75.0%)	6件 (100%)	5件 (100%)	4件 (100%)	8件 (88.9%)	10件 (100%)
対応 (一切提供せず)	1件 (25.0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	1件 (11.1%)	0件 (0%)
計	10件	8件	10件	5件	20件	13件

○ 具体的な対応

児童相談所	・ 養子縁組することになった経緯及び戸籍等で確認し得る情報について提供した。 ・ 生みの母に会いたいとの申し出であったので、従前の戸籍をたどって実母の所在を探す方法を教示した。 ・ 実親に会いたいとの申出だったが、会うには児童の年齢では時期尚早と判断したため、新たな情報提供はしなかった。 ・ 実親が行方不明で、児童への情報提供に関する同意を得られなかったため、実親に関する情報は提供できなかった。 ・ 実親・養親の双方にとって知られたくない個人情報であったことから、同意がないと照会には対応できないなどの説明を行った上で理解を得た。
民間団体	・ 実親の本籍地の区役所に出かけ、戸籍謄本の請求した。 ・ 実親の同意が無かったため、養子になった経緯を口頭で説明し、ルーツを探る方法についても説明した。 ・ 児童相談所の記録から実親の養育できなかった理由のみ説明。 ・ 子どもがまだ小学生のため情報提供は行わなかった。

○ 伝える上での留意点(主な意見)

- ・ 養親による告知がどこまでされているか、養親にも面接し確認のうえ、本人が何を知りたいのか、どうして知りたいのか確認し、実親が拒否することもある旨を本人と一緒に考えた上で対応した。
- ・ 児童の「知りたい」という訴えがどのようなことをどのような理由で知りたいのか、きちんと把握すること。また、実親と会う場合には、必ずしも実親の生活状況が安定しているとは限らないため、児童自身がそのことを受け止められるくらい成長していることが必要と考える。
- ・ 実親とは法律上親子ではなくなっているため、必ず実親の現住所まで辿れるかということは約束はできないことや、実親の現状が期待通りでないこともあるということも伝えておく必要がある。
- ・ 身分証明書により本人確認し、本人が取得可能な情報のみ閲覧とした。
- ・ 推測を交えないよう、記録にある内容のみ淡々と回答した。
- ・ 養子には記録と資料に基づく客観的な情報提供に努めた。
- ・ 必ず実母と連絡を取れる保証はないこと、すでに他界している可能性もあることなど、期待する通りの結果がもたらされないことを説明し、理解を得たうえで、実母の居所探し支援を開始した。

○ 養親による真実告知(主な意見)

- ・ 養親からの真実告知はなく、子どもが母子手帳を確認したり、仕事の関係で戸籍を確認したりして初めて養子であることを知った。
- ・ 養親は児童を委託直後から真実告知を行っており、児童も自身の経緯については年齢相応の理解をしている。子どものルーツ探しには、真実告知は不可欠であり、里親には真実告知からルーツ探しまでに協力いただけるように研修中から説明をしている。
- ・ 幼少期より血のつながりはないが大切な家族であると伝えており、事情が大きくなったら一緒に児童相談所に聞きに行こうと説明していた。
- ・ 幼児期より養子であることについての真実告知は随時行っていた。(実親の情報提供はせず。)
- ・ 4歳での委託のため、委託時より本人の理解があった。

○ 実親から養子に関する情報の提供を求められた件数

	平成26年度		平成27年度		合計	
	特別養子縁組	普通養子縁組	特別養子縁組	普通養子縁組	特別養子縁組	普通養子縁組
児童相談所	1件	0件	3件	0件	4件	0件
対応 (一部でも提供)	0件 (0%)	0件 (0%)	2件 (66.7%)	0件 (0%)	2件 (50.0%)	0件 (0%)
対応 (一切提供せず)	1件 (100%)	0件 (0%)	1件 (33.3%)	0件 (0%)	2件 (50.0%)	0件 (0%)
民間あっせん団体	24件	1件	13件	1件	37件	1件
対応 (一部でも提供)	24件 (100%)	1件 (100%)	13件 (100%)	1件 (100%)	37件 (100%)	1件 (100%)
対応 (一切提供せず)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)
計	25件	1件	16件	1件	41件	1件

○ 具体的な対応

児童 相談所	・ 養親の同意のもと、年に1回、子どもの写真を実親に提供(養親の姿は写っていないもの)。 ・ 養親の同意のもと、実親から不定期に電話で問い合わせがあった場合、健康状態等を口頭で伝えている。 ・ 養親はかまわないとのこと意向であったが、特別養子縁組は法的に実親との縁を切るというものであり、成立後も実親と継続的にやりとりをしていくことは望ましくないことから、情報提供は行わなかった。 ・ 法律上は親子でなくなっているため、答えられないと返答した。 ・ 生育経過についてのみ伝えた。
民間 団体	・ 児童が6歳に到達するまで、養親が承諾をし、実親が希望した場合のみ養子の写真と短文でどのような成長をしたか(好きな食べ物、好きな遊び、教科など)のみを伝えている。 ・ 養親の同意があったため、養子となった者の写真・健康状態、生活状況、養親との関わりが良好であることを伝えた。

⑦ 特別養子縁組又は普通養子縁組成立後の養親・養子・実親に対する継続的な支援について

- (1) 必要と考えられる養子縁組成立後の養親・養子・実親に対する継続的な支援について、「真実告知に関する助言や相談体制の整備、記録の管理」、「縁組家庭の孤立防止支援(他の里親家庭との交流、定期的な家庭訪問、サロン等)」、「思春期等の子どもの成長段階に応じた養育に関する助言等」といった意見があった。

また、「子ども・子育て支援関係の相談窓口の紹介や市町村の保健師、児童担当との連携」といった意見もあった。

- (2) 現在行っている支援について、

① 養親に対する支援は、

- ・ 児童相談所では、「里親研修や里親会活動」、「問題行動、発達の遅れ等、養育に関する相談に応じる」、「定期的な家庭訪問」、「真実告知に関する助言」が多かった。
- ・ 民間あっせん団体では、「交流会」、「子育て、真実告知、健康面での相談に応じる」、「実親と養子の手紙、写真、プレゼントの仲介」が多かった。

② 養子に対する支援は、

- ・ 児童相談所では、「家庭訪問による養育状況確認」、「発達面での検査」が多かった。
- ・ 民間あっせん団体では、「養子同士の交流やレクリエーション」、「ルーツ探しへの対応」が多かった。

③ 実親に対する支援では、

- ・ 児童相談所では、「行っている支援無し」が多かった。
- ・ 民間あっせん団体では、「自立支援」、「実親と養子の手紙、写真、プレゼントの仲介」、「メンタルケア」が多かった。

○ 必要と考えられる支援の主なもの

- ・ 地域で孤立しないことや、真実告知の際の養子への対応方法など、相談しやすい体制作り
- ・ 真実告知を行う時期及び方法や、思春期の対応、ルーツ探しの方法等の相談を受けるシステム作り
- ・ 特別養子縁組成立後も継続して児童相談所や里親支援機関が支援できる体制作り(里親会への継続加入を勧める等)
- ・ 一般的な子育て相談に加え、養子であるため家族病歴や遺伝的要因についてわからないことが多く、養子縁組親子であることを理解したうえでの相談が気軽にできること

○ 現在行っている支援の有無の割合、主な支援内容

＜特別養子縁組＞

	養親	養子	実親
児童相談所	82(60.7%)	63(46.7%)	8(5.9%)

【主な支援内容】

- ・ 真実告知の際の支援やフォロー、ルーツ探しの際の支援。
- ・ 児相内で里親サロン(交流の場)を実施し、座談会、交流行事、講演等を開催。乳児院の里親支援専門員が参加し、必要な助言に当たっている。児童も参加し交流を図っている。
- ・ 特別養子縁組成立後も里親登録をされている里親家庭に対しては、年1回家庭訪問し、養育の支援を行っている。

	養親	養	実親
民間あっせん団体	14(100%)	11(78.6%)	10(71.4%)

【主な支援内容】

- ・ 養育に関する相談、真実告知、思春期、ルーツ探しなどの相談に、訪問、電話、メールなどで随時対応。
- ・ 年に1回、養親が集う会を開催しているし、情報共有や先輩養親の話を聞ける場を提供している。
- ・ 子ども同士の交流、レクレーションへの参加、ルーツ探しへの対応、生い立ちの受容への援助。
- ・ 実親が希望すれば、養子の近況を伝えたり、手紙やプレゼントの受け渡しの仲介を担うことあり。

< 普通養子縁組 >

	養親	養子	実親
児童相談所	25(18.5%)	21(15.6%)	3(2.2%)
【主な支援内容】 ・ 養子縁組が成立した後は、一般的な養育相談として対応。養親から相談があった場合に支援を実施している。養親が里親登録を継続している場合は、家庭訪問等を行い世帯状況等の確認を行うなど、引き続き支援を行っている。 ・ 月2回、児相内で里親サロン(交流の場)を実施し、座談会、交流行事、講演等を開催。乳児院の里親支援専門員が参加し、必要な助言に当たっている。児童も参加し交流を図っている。			

	養親	養子	実親
民間あっせん団体	4(28.6%)	4(28.6%)	1(7.1%)
【主な支援内容】 ・ 養育に関する相談、真実告知、思春期、ルーツ探しなどの相談に、訪問、電話、メールなどで随時対応。 ・ 家庭訪問、里親サロンへの参加、研修会、講座、レクレーション、交流会などへの参加。 ・ ルーツ探し支援(養子が成人年齢に達していることを条件とする。) * 養子が未成年者の場合は、養親からの依頼を受けて、情報提供等の支援を行う。			

○ 養子縁組成立時案のうち、実際に支援が行えている者の割合

＜特別養子縁組＞

	0%	1～19%	20～39%	40～59%	60～79%	80～99%	100%
児童相談所	5	4	1	13	0	3	17
民間あっせん団体	2	0	0	1	0	2	1

＜普通養子縁組＞

	0%	1～19%	20～39%	40～59%	60～79%	80～99%	100%
児童相談所	13	0	0	0	0	0	9
民間あっせん団体	1	0	0	0	0	0	0

○ 支援が行えなかった事案があった児童相談所・民間あっせん団体の数及びその理由

児童相談所	12(8.9%)
民間団体	6(42.9%)

【支援が行えなかった理由(主な意見)】

- ・ 里親会会員を対象にした案内(支援)であるため、里親会を退会した場合、継続的な支援を行えない。
- ・ 縁組成立後に児童相談所の関わりを望まれない養親は登録削除を希望される。登録を削除すると研修やサロンの案内もできない。
- ・ 児相が訪問等で関与することで、養子に不必要な刺激を与えたくないとの理由で養親から支援を拒まれた。
- ・ 当団体から送付している月刊紙が、転居先不明により返送されてくることはある(民間あっせん業者)

⑧ 特別養子縁組の利用促進のための養親の確保等について

○ 専従組織の有無（児童相談所）

有り	21(15.6%)	無し	114(84.4%)
----	-----------	----	------------

○ 養親候補者の確保の方法（主な意見）

児童相談所	・ 里親登録時に希望を聞きながら対応しており、里親制度の普及を図る中で確保することとしている。 ・ 一般県民向けに「里親入門講座」を開催して里親制度の広報啓発や里親への研修を行っている。 ・ 特別様子縁組に特化した取り組みは行っておらず、養育里親の中で特別養子縁組を希望する中で確保している。 ・ 里親養育体験発表会の開催、管内市発行の広報誌掲載、大型商業施設での広報活動。
民間団体	・ 広告。口コミ紹介。HP情報発信。説明会の開催。メディアを見てこちらへコンタクトその他。 ・ 10月の里親月間に「里親制度をすすめるための講演とシンポジウム」を開催し、市民への啓発を行い、養子縁組にも関心のある市民への働きかけをしている。 ・ 養親は、医療機関、児相から紹介されている。又、口コミ（インターネットの書き込みをみて）などで申し込んでくる。

○ 養親候補者の確保のために必要なもの（主な意見）

児童相談所	・ 正確な情報提供、基礎的な養育知識・経験を持った特別養子縁組目的を希望する里親希望者の開拓。 ・ 年齢の高い子どもを育てる不安をもつ養親を支える相談体制、地域（市町村等）の協力。 ・ 年少児の養子縁組希望者及び養育里親希望者への年長児の受託や養子縁組の可能性にかかる説明と相談。
民間団体	・ 年長の養子を受け入れるには、養子の生育歴の理解、試し行動に愛情と忍耐をもって付きあう養親としての質の高さが求められる。養子が自分の出自を受け止められる家族の在り方を、法人スタッフも一緒に模索していく必要があると考えている。 ・ きちんとした養親の心構えを伝え、登録の条件として明記することで、覚悟のある養親が申し込んでくる。

○ 養親候補者をよりよく知るための工夫の有無及び主な方法

児童相談所(※)	有り	77(57.0%)	無し	58(43.0%)
民間団体	有り	12(85.7%)	無し	2(14.3%)

(※) 児童相談所では、養子縁組里親の登録時に研修を行うこととしているため、独自の工夫の有無の割合

児童相談所	・ 里親認定にあたり家庭訪問調査を実施。年3回実施している里親研修会や毎月実施している里親サロンへの参加を案内している。 ・ 里親支援機関による、宿泊を伴う養育体験。 ・ 申請書提出から、調査・面談の機会を複数回設けることにより、養親の人柄を正確に把握出来るように対応している。
民間団体	・ 養親ご夫婦と赤ちゃんが同室で2泊3日の教育入院として育児体験指導。 ・ ワーカーによる面接を重ねる、事前研修の実施(講義だけでなく、ディスカッションやロールプレイなどの導入)、保育ボランティアなどで子どもとの関わりの様子を見る。 ・ すでに養子縁組で児童を迎えた養子縁組ファミリーによるピア。医療施設で入院して行う、医療従事者による新生児育児研修。

○ 現行の特別養子縁組制度の問題点(主な意見)

- ・ 養子縁組制度の社会的な理解はまだ進んでおらず、偏見を持ってみられることが大きな問題である。
- ・ 養親の個人情報を実親に知られる。年齢制限があるため実父母が同意しても申立が不可となる場合がある。
- ・ 養親は特別養子縁組を強く希望しているため、希望する児童年齢がどうしても5歳未満になってしまう。特別養子縁組の児童の年齢制限をもう少し高くすれば、もっと多くの児童が養子縁組に繋がる。
- ・ 相談にくる時点で、50歳をすぎている方も多く、50歳を過ぎても小さい子や新生児との縁組を希望している。子どもの将来を考えると養父母の健康・経済面に不安があるが、希望者は感じておらず「赤ちゃん」をほしがること。
- ・ 養子縁組以前に要保護児童の保護者が施設入所に同意しても里親委託に同意しないケースが多い印象。同様に特別養子縁組について親の同意を得ることが困難。
- ・ 児童相談所や施設、民間斡旋団体などの関係機関の連携(児童相談所間において特別養子縁組に対する温度差がある)。